

万引き防止対策「モデル店舗」認定要領

(目的)

第1 「万引きさせない店づくり」の一環として、万引き防止対策の模範となる店舗をモデル店舗と認定し広報啓発することにより、業界等(小売店舗等)の意識高揚を図ることを目的とする。

(認定機関)

第2 認定機関は、「東京万引き防止官民合同会議」とする。

(認定対象店)

第3 認定の対象となる店舗は、開店してから6ヶ月以上を経過し、東京都内において営業している店舗とする。

(認定基準)

第4 別表1「万引き防止対策「モデル店舗」認定基準表」(以下、「認定基準表」という。)のとおりとする。

ただし、認定基準細目については、第7に規定する認定委員会で別途定めるものとする。

(業態区分)

第5 業態区分は、別表2「業態区分表」によることとし、その区分毎に認定する。

(申請方法)

第6 モデル店舗認定の申請は、次の各号に定める団体等が別表4「申請書」を作成し「東京万引き防止官民合同会議」(事務局)へ提出することによる。

- (1) 東京万引き防止官民合同会議の関係業界・団体
- (2) 管轄する警察署設置の万引き防止連絡会(生活安全課)
- 2 その他店舗等の防犯責任者からの申請については、前項に規定する団体等を通じて行うことができるものとする。

(認定委員会)

第7 本制度の審査機関として、認定委員会を置くものとする。

2 認定委員会は、別表3「認定委員会構成員」で構成するものとする。

(審査)

第8 東京万引き防止官民合同会議は、第6に規定する申請があったときは、事務局が管轄する警察署(防犯係)へ審査内容等を予備審査した後、「認定委員会」を招集し、第4「認定基準表」に規定する要件を満たしているか審査するものとする。

この場合において「認定委員会」は、申請者への意見聴取及び店舗の現地調査を行うことができる。

(再審査)

第9 再審査は、「ソフト対策」、「ハード対策」、「地域の絆」のうち、非認定となった対策面について、管轄する警察署(防犯係)が事前審査し改善が確認された後、再審査するものとする。

(認定)

第10 「認定委員会」は、前第8の規定による審査の結果、第6に係る申請の店舗が第4「認定基準表」に規定する要件を満たすと認められた場合には、その店舗を認定するものとする。

(認定証)

第11 認定証は、別表5「万引き防止対策「モデル店舗」認定証」のとおりとする。

(認定証の交付)

第12 東京万引き防止官民合同会議は、「モデル店舗」として認定した店舗に係る申請団体等へ認定証を交付するものとする。

2 申請団体等は、前項の認定証の交付を受け、当該モデル店舗の防犯責任者へ認定証を授与するものとする。

(認定証の効力等)

第13 認定証は、防犯責任者が交代した場合には効力を失うものとする。ただし、交代した防犯責任者は、前任の防犯責任者が認定を受けた際の申請内容と同様の万引き防止対策を行っている場合、再申請を行うことにより書類審査のみでモデル店舗の認定を受けることができる。

(事務局)

第14 東京万引き防止官民合同会議の事務局は、警視庁生活安全部生活安全総務課に置くものとする。

2 事務局は、東京万引き防止官民合同会議の下に、認定に係る総合調整を担当する。

(認定の取消)

第15 東京万引き防止官民合同会議は、次の事由に該当する場合には認定を取消することができる。

- (1) 営業を終了した場合
- (2) 認定基準に該当しなくなった場合
- (3) 認定委員会が認定の取消を必要と認めた場合

(その他)

第16 この要領のほか、必要な事項については東京万引き防止官民合同会議が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成25年5月1日から施行する。
- 2 平成25年5月1日改正。

別表 1

万引き防止対策「モデル店舗」認定基準表

1 ソフト対策面（従業員の教育・指導等）

- (1) 不審者対策のための声かけについてのルール化と訓練がなされ実施されている（C～お声かけの重要性の認識の有無）
- (2) 売場ごとの不明ロス率や万引きされやすい商品について、従業員が関心をもっている（C～店主自らの意識）
- (3) 従業員同士、警備員との連携についてルール化されている
- (4) 商品、商品棚、売場等の点検方法は適切である
- (5) 店内の整理整頓について指導がなされている（C～自ら認識）
- (6) 防犯設備の教育がなされている（C～自ら認識）
- (7) 不審行動を発見した際の連絡・連携等の訓練がなされている
- (8) 前兆不審行動の見分け方について、教育がなされている
- (9) 万引き発生時の対応について訓練がなされている
- (10) 混雑時にレジ精算をお待たせしないような対応がなされている
- (11) 独自の万引き防止の施策

[ポイント]

←声かけが行われている
←不明ロス・被害の削減
←業務管理（情報共有）
←巡回時のチェック
←店内レイアウト
←点検方法等の熟知
←連絡・連携等の訓練
←予防等に関する教育
←検挙等に関する教育
←防止策（要因の除去）

2 ハード対策面（防犯環境の確認等）

- (1) 商品管理システム等が設置され、発報時の声かけができています
- (2) 従業員、警備員の連携と巡回が適切に行われている
- (3) 防犯カメラ、防犯ミラーの効果的活用がなされている
- (4) 店内表示の仕方は効果的に活用されている
- (5) 店内放送を活用している（口放送設備なし）
- (6) 高額品は施錠管理または万引き防止システムを活用した陳列になっている
- (7) 万引き多発品はレジの近くに設置している
- (8) レジ等からの見通しが良く、死角領域もミラー等で補填されている
- (9) 店内の整理整頓がなされている
- (10) 監視強化エリアの設定ができています
- (11) 防犯カメラで店内外の常時監視をやっている
- (12) 独自の万引き防止の施策

[ポイント]

←検知・タグ付け基準表
←巡回警備による牽制
←領域性の確保
←ポスター等の掲示
←放送による抑止効果
←防止対策の措置
←予防措置
←レジ等による牽制効果
←事務所の入室管理含む
←従業員等による監視
←監視性の強化

3 地域の絆づくり（通報・地域との連携等）

- (1) 万引きは全件届出している
- (2) 地域の万引き防止連絡会の活動に参加し、情報を得ている
- (3) 万引きゼロの日（毎月20日）を理解し、協力している
- (4) 近隣の同業店と防犯情報を共有している
- (5) 緊急連絡網を活用している
- (6) 万引き防止のための防犯責任者養成講座への参加
- (7) 警察署等における講習会への参加
- (8) 公立学校等の職場体験に協力している
- (9) 独自の万引き防止の施策

[ポイント]

←見逃さず全件届出
←万引き防止連絡会加入
←キャンペーンの実施
←近隣の情報共有
←他店等との情報共有等
←受講修了証の取得
←管轄警察署への参加
←地域への参加活動

業 態 区 分	
A	大型複合店舗（百貨店、ショッピングセンター等）
B	専門大・中店舗（スーパーマーケット、家電量販店、ドラッグストア等）
C	中小商店（一般商店、書店、小店舗等）
D	コンビニエンスストア

別表 2

業態区分表

区 分	業 態 等
A	大型複合店舗（百貨店、ショッピングセンター等）
B	専門大・中店舗（スーパーマーケット、家電量販店、ドラッグストア等）
C	中小商店（一般商店、書店、小店舗等）
D	コンビニエンスストア
備 考	上記の業態区分は一例であり、店舗の施設や設備面の大小等から判断し、上記4区分に当てはめるものとする。

別表 3

認定委員会構成員

委 員 長		東京万引き防止官民合同会議「防犯設備委員会」委員長
担 当	認 定 委 員	
ソフト対策面の審査担当	調査研究委員会又は防犯設備委員会から専門知識を有する者1名以上	
ハード対策面の審査担当	防犯設備委員会又は調査研究委員会から専門知識を有する者1名以上	
地域の絆づくり審査担当	管轄警察署から防犯係員1名以上	
総 合 調 整 担 当	生活安全総務課（事務局）	

※ 専門の知識を有する者とは、専門職又は専門の資格を有する者若しくは審査に3回以上参加した者とする。

※ 経験者等とのバランスについては、事務局が調整することとしたい。

※ 1名以上であり、店舗の規模等により人数の増減を図りたい。

※ 店舗における現場研修（勉強会）として、多くの参加を募りたい。

別表4

万引き防止対策「モデル店舗」申請書

平成 年 月 日

東京万引き防止官民合同会議 御中

所在地

申請団体等 名称

代表者名

連絡先
(担当者)

次によりモデル店舗の認定を受けたく、申請いたします。

記

申請店舗の名称	
所在地 (連絡先)	()
防犯責任者氏名	
業 態 区 分	<input type="checkbox"/> 大型複合店舗 <input type="checkbox"/> 専門大・中店舗 <input type="checkbox"/> 中小商店 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア
申請理由	
「ソフト対策面」について	
「ハード対策面」について	
「地域の絆づくり」について	
その他 (申請店舗のPR等)	

第 号

認 定 証

(万引き防止対策「モデル店舗」)

店 舗 名

防犯責任者

あなたは 東京万引き防止官民
合同会議による審査に基づき、
「モデル店舗」に認定されたこ
とを証します

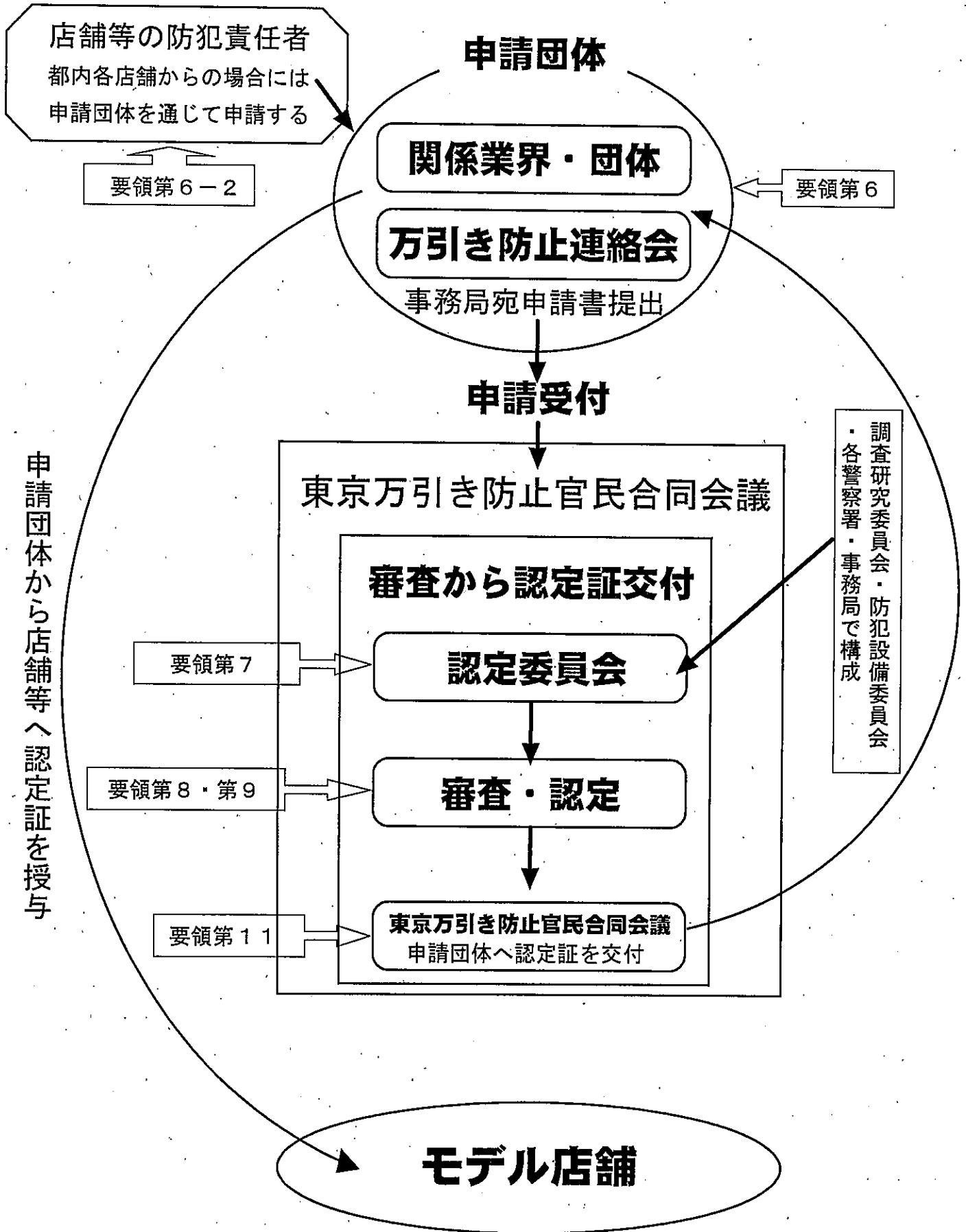
平成 年 月 日

東京万引き防止官民合同会議



※ 規格 ～ A4、白上質紙135kg
-ロゴマーク (カラー)

【モデル店舗認定の手続き】



万引き防止対策「モデル店舗」認定基準細目

(目的)

第1 この細目は、万引き防止対策「モデル店舗」認定要領第4ただし書きの規定に基づき、認定委員が「モデル店舗」を認定する際に必要な事項等を定め、その適正な実施を図ることを目的とする。

(審査基準表)

第2 審査基準表は、別紙1「万引き防止対策「モデル店舗」審査基準表【ソフト対策面】」、別紙2「万引き防止対策「モデル店舗」審査基準表【ハード対策面】」、別紙3「万引き防止対策「モデル店舗」審査基準表【地域の絆づくり】」のとおりとする。

(合格認定基準)

第3 合格認定基準は、「ソフト対策面」「ハード対策面」「地域の絆づくり」の各対策面において、必須項目を満たすとともに総合評価が70%以上となることとする。

※ 総合評価

$$\text{合計点数} \div \text{総項目点数} \times 100 = 70(\%) \text{以上}$$

(点数)

第4 審査基準表に示すとおりとする。

(必須項目)

第5 必須項目は、審査基準表に示すとおりとする。

必須項目は、「地域の絆づくり」の下記3点とする。

- ① 全件届出
- ② 万引き防止連絡会加入
- ③ 万引き防止のための防犯責任者養成講座の受講

(審査基準表記載要領)

第6 審査基準表には、「チェックシート」と「採点集計シート」があり、チェックシートは審査する際のメモとして活用し、採点集計シートは審査後に点数を集計する際に使用すること。

なお、記載後は共に事務局へ提出すること。

附 則

- 1 この要領は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成25年5月1日改正。